平成２３年（フ）第１５号
川崎市幸区南加瀬３丁目31番９―202号　ビッグガーデン加瀬、前住所川崎市幸区小倉1015番地　メゾンすとーにい201
債務者　渡辺　眞作
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　克己
4　破産債権の届出期間　平成23年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３１号
熊本市富合町木原569番地
債務者　小川　壽満
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　徳和
4　破産債権の届出期間　平成23年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月９日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５０３号
横浜市中区曙町１丁目３番地伊勢佐木ハイタウン218号、住民票上の住所横浜市瀬谷区阿久和西１丁目12番地５
債務者　長瀬　忠昭
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和田治樹
4　破産債権の届出期間　平成23年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９号
東京都北区滝野川７丁目９番11―1306号　藤和シティホームズ板橋ＡＤＶＡＮＴＩＡ
債務者　小泉　　崇
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　　尚
4　破産債権の届出期間　平成23年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
兵庫県姫路市城見台２丁目1111番地145
債務者　名村　良樹
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原美由希
4　破産債権の届出期間　平成23年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月27日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９０８号
高知市神田270番地22
債務者　松岡　俊喜
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　裕之
4　破産債権の届出期間　平成23年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月15日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１０４号
兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古368番地
債務者　木藤商店こと　木藤　康男
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　裕史
4　破産債権の届出期間　平成23年４月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１０５号
兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古368番地
債務者　木藤千代美
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　裕史
4　破産債権の届出期間　平成23年４月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月７日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４８号
神戸市西区押部谷町西盛566番地67―１号
債務者　財田　**亮**明
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西片　和代
4　破産債権の届出期間　平成23年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
北海道旭川市永山５条９丁目３番17号
債務者　岸田百合子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月11日午後４時20分
5　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５号
北海道旭川市大町２条５丁目21番地の252大町グリーンハイツ110号
債務者　鳥羽　純一
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　隆司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年５月11日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８１号
長崎県長崎市寄合町３番22号　コーポ田崎402
債務者　谷口ひろみ
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
岐阜県大垣市田町３丁目48番地　サンライズ田町102
債務者　安田　吉治
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで　岐阜地方裁判所大垣支部破産係